

議案第 6 号

阿見町情報公開条例の一部改正について

阿見町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 28 日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町情報公開条例の一部を改正する条例

阿見町情報公開条例(平成 12 年阿見町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「公開の請求」を「公開請求」に改める。

第 7 条各号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号
- (4) 法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて, 公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて, 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 町の機関, 国の機関, 独立行政法人等, 他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であつて, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 町の機関, 国の機関, 独立行政法人等, 他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて, 公にすることにより, 次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上, 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 国の安全が害されるおそれ, 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- イ 犯罪の予防, 鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ウ 監査, 検査, 取締り, 試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれ
- エ 契約, 交渉又は争訟に係る事務に関し, 町又は国, 独立行政法人等, 他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- オ 調査研究に係る事務に関し, その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- カ 人事管理に係る事務に関し, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- キ 町が経営する企業又は独立行政法人等, 他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し, その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 第 10 条中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条第 1 号及び第 3 号」に改める。

第16条第2項第1号中「同条第3号ただし書」を「第4号ただし書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の阿見町情報公開条例(以下「新情報公開条例」という。)第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第13条第1項に規定する公開決定等について適用する。

阿見町情報公開条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(公開の請求手続)</p> <p>第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公開の請求</u>に係る公文書を特定するために必要な事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>法令若しくは他の条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</u></p> <p>(2) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ <u>公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11</u></p>	<p>(公開の請求手続)</p> <p>第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公開請求</u>に係る公文書を特定するために必要な事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) <u>法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報</u></p> <p>(2) <u>個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア <u>法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u></p> <p>イ <u>人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p>ウ <u>当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2</u></p>	

現行	改正後	備考
<p><u>年法律第42号) 第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容の職に関する情報</u></p> <p>(3) <u>法人その他の団体(国, 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。), 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて, 公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて, 当該条件を付することが当該情報の性質, 当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(4) <u>公にすることにより, 人の生命, 身体, 財産又は社会的な地位の保護, 犯罪の予防, 犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの</u></p>	<p><u>条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。), 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員, 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において, 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは, 当該情報のうち, 当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p> <p>(3) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(4) <u>法人その他の団体(国, 独立行政法人等, 地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて, 次に掲げるもの。ただし, 人の生命, 健康, 生活又は財産を保護するため, 公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p> <p><u>ア 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p> <p><u>イ 実施機関の要請を受けて, 公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて, 法人等又は個人における通例として公にしないこ</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>(5) <u>国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人その他の公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議，協力等により実施機関が作成し，又は取得した情報であって，公にすることにより，国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認めることができる情報</u></p> <p>(6) <u>本町及び国等の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え，若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(7) <u>本町又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって，次に掲</u></p>	<p><u>ととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</u></p> <p>(5) <u>町の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に町民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p>(6) <u>町の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって，公にすることにより，次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上，当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</u></p> <p><u>イ 犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>ウ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ</u></p> <p><u>エ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，町又は国，独立行政法人等，他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u></p> <p><u>オ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</u></p> <p><u>カ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</u></p> <p><u>キ 町が経営する企業又は独立行政法人等，他の地方公共団体が経営する企業若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</u></p>	

現行	改正後	備考
<p><u>げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u></p> <p><u>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの</u></p> <p><u>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、本町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの</u></p> <p><u>ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p> <p><u>エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p> <p><u>オ 本町又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害すると認められるもの</u></p> <p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1項に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p> <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	<p>(公益上の理由による裁量的公開)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第1号及び第3号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。</p> <p>(第三者保護に関する手続)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、第三者に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p>	

現行	改正後	備考
(2) (略) 3 (略)	(2) (略) 3 (略)	

阿見町情報公開条例の一部改正について

【一部改正の理由】

- ・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年5月12日成立, 19日公布)による個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い, 阿見町個人情報保護条例によって規定していた阿見町における個人情報の取扱いについて, その多くが改正後の個人情報保護法(以下「改正法」という。)によって規定されるものとなる。このことから, 改正法による個人情報保護制度と, 現行の阿見町情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保しなければならない。

現行の町の情報公開制度では, 「個人に関する情報」に関して解釈上の疑義が生じるおそれがあるため, 改正法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)における規定の表現に合わせて, 阿見町情報公開条例における「個人に関する情報」についての規定などを改正するもの。

【主な改正内容】

(1) 公開する情報について【第7条関係】

- ・ 町の公文書中の非公開とする情報について第7条で規定している。個人情報の非公開とする内容を以下の規定に準じて改正するもの。

第7条第1号 現行の阿見町情報公開条例の規定と概ね同一の規定

第7条第2号 改正法第78条第1項第2号の規定に準じて規定

第7条第3号 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号の2の規定に準じて規定

第7条第4号 改正法第78条第1項第3号の規定に準じて規定

第7条第5号 改正法第78条第1項第6号の規定に準じて規定

第7条第6号 改正法第78条第1項第7号の規定に準じて規定